



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…

告示 (内水漁管)

- 奥多摩湖における禁漁区域及び禁漁期間……………

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 争議行為の予告 (五件) ……………
- …(産業労働局雇用就業部労働環境課)…

告示

- 東京都告示第八百九十八号
- 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十六年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)及び転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十六年三月二十四日	青梅市長淵五丁目七百三十三番から七百三十五番まで及び千九十九番の各一部	延長七七・五〇五幅員五・〇〇転回広場二二四・〇〇
----------------------	--------------	-------------------------------------	--------------------------

● 東京都告示第八百九十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

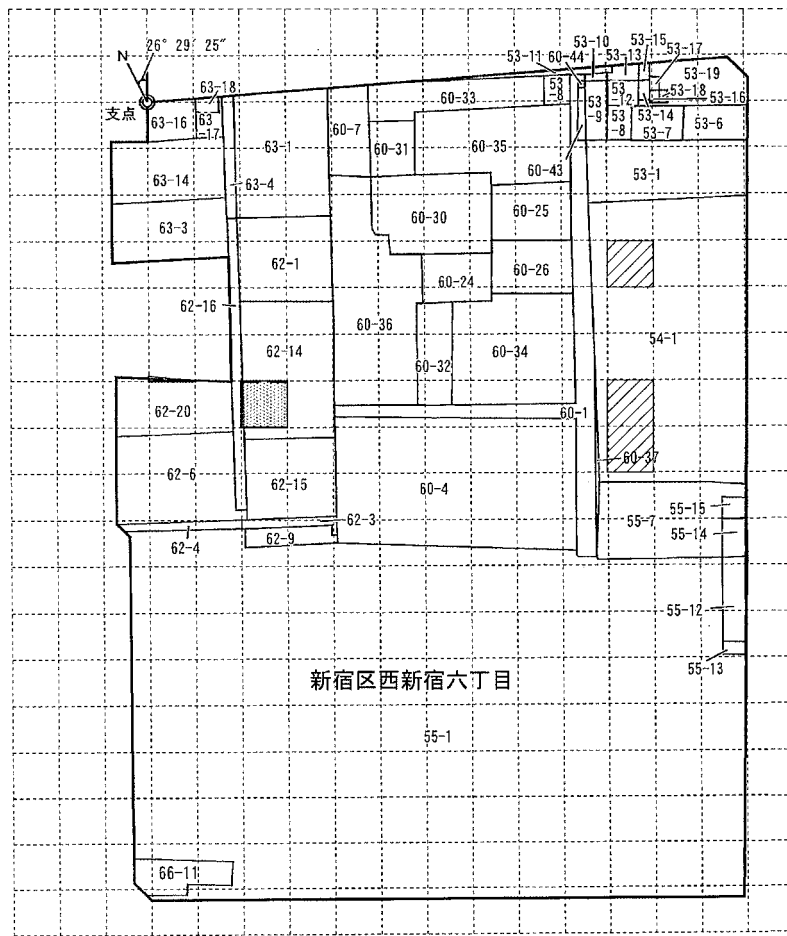
平成二十六年六月十二日

東京都知事 舩添要一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (新宿区西新宿六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十

九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域  
(平成24年東京都告示第945号により指定した区画)
- 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)

【支点】

支点は、新宿区西新宿六丁目63番16の最北端とする。

【格子の回転角度(26度29分25秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、奥多摩湖の次の区域における魚類の採捕を禁止する。

平成二十六年六月十二日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井 草 利 久

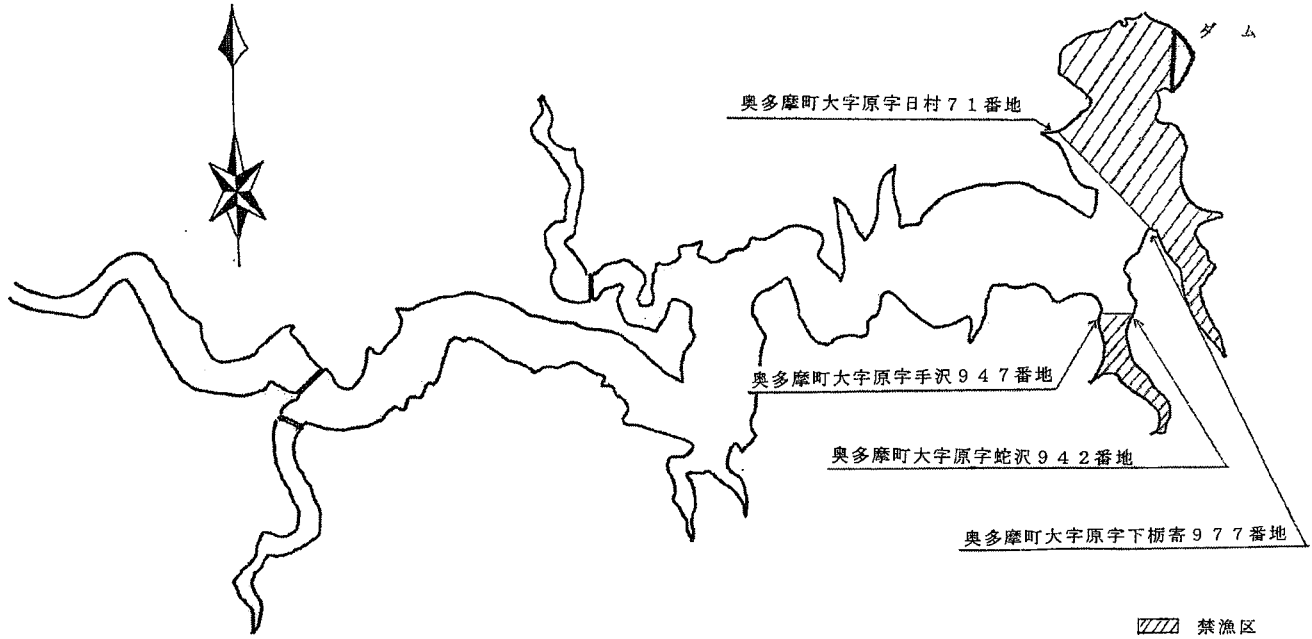
一 禁漁区域

西多摩郡奥多摩町大字原字日村七十一番地  
地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字下柘  
寄九百七十七番地地先禁漁区標識とを結ん  
だ線からえん堤に至る間の一帯をなす水域  
西多摩郡奥多摩町大字原字蛇沢九百四十二  
番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字  
手沢九百四十七番地地先禁漁区標識とを結  
んだ線から蛇沢に至る間の一帯をなす水域  
次図表示のとおり

二 禁漁期間

平成二十六年六月十四日から平成二十九年  
六月十三日までとする。

### 奥多摩湖禁漁区域略図



## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフイズテック・オーグ

三 代表者の氏名

水野 雄介

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区下目黒一丁目四番四号 アパートメンツ

目黒行人坂一〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く中学生・高校生を対象として、ITを活用したものづくりを学ぶ機会を提供することで、地域社会に貢献することを目的としている。経済的に恵まれない状況にある中学生や、情報格差が著しい地方、障がいをもった子どもたちを対象としたIT教育プログラムの提供や、公教育などにおけるIT教育の実行支援を通して、中高生がITの使い手から、作り手へと変えることと支援する。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ことり企画 代表者の氏名 今野 光善</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中野区本町六丁目二十四番三号 喜瀬川マンション二〇二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の職業訓練並びに就労支援とそれに関わる学術の振興を推進し、同時に伝統文化の発展と地域交流の場を創出し社会的信用を得る。その為に障害者の永年勤続を実現させ、雇用の課題解決に協力し医療・保健・福祉の増進と職業能力の開発・雇用機会の拡充に寄与し、それに関連した文化・学術の振興と人権擁護・自立支援を推進する。並びに、伝統芸能を通じた共助の学びと実践の機会を実現し、もって地域社会の発展に貢献し障害者・高齢者等社会的弱者や地域住民の健康で文化的な生活の質の向上と住み良いまちづくりの推進を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人郷土のことわざネットワーク・ことネット 代表者の氏名</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わたしがnet 代表者の氏名 山本 ゆき</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都杉並区高井戸東二丁目二十九番二十三―一〇八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、がんと生きる“わたし(本人)”“ならびに家族全てが、暮らしの中で抱える不安や痛み、社会的孤立など、医療の側面だけでは語ることができない問題を見つめ直し、解決に向けて活動していく団体です。イ</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の名称</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都板橋区南常盤台二丁目八番一―四〇一号 ドミール信愛</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、教育・保健福祉分野を中心に、すべての世代に元氣と幸せをもたらす多世代共生社会の一助たることを目指し、絵本の読み聞かせに関する事業などを行い、「世代間交流」・「社会貢献」・「生涯学習」・「グループ活動・相互扶助」を通じて、シニア世代の健康維持・増進に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わたしがnet 代表者の氏名 山本 ゆき</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都杉並区高井戸東二丁目二十九番二十三―一〇八号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、がんと生きる“わたし(本人)”“ならびに家族全てが、暮らしの中で抱える不安や痛み、社会的孤立など、医療の側面だけでは語ることができない問題を見つめ直し、解決に向けて活動していく団体です。イ</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人りぶりんと・ネットワーク 代表者の氏名 塩崎 昇</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都板橋区南常盤台二丁目八番一―四〇一号 ドミール信愛</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、教育・保健福祉分野を中心に、すべての世代に元氣と幸せをもたらす多世代共生社会の一助たることを目指し、絵本の読み聞かせに関する事業などを行い、「世代間交流」・「社会貢献」・「生涯学習」・「グループ活動・相互扶助」を通じて、シニア世代の健康維持・増進に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の名称</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都板橋区南常盤台二丁目八番一―四〇一号 ドミール信愛</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、教育・保健福祉分野を中心に、すべての世代に元氣と幸せをもたらす多世代共生社会の一助たることを目指し、絵本の読み聞かせに関する事業などを行い、「世代間交流」・「社会貢献」・「生涯学習」・「グループ活動・相互扶助」を通じて、シニア世代の健康維持・増進に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人りぶりんと・ネットワーク 代表者の氏名 塩崎 昇</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都板橋区南常盤台二丁目八番一―四〇一号 ドミール信愛</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、教育・保健福祉分野を中心に、すべての世代に元氣と幸せをもたらす多世代共生社会の一助たることを目指し、絵本の読み聞かせに関する事業などを行い、「世代間交流」・「社会貢献」・「生涯学習」・「グループ活動・相互扶助」を通じて、シニア世代の健康維持・増進に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人りぶりんと・ネットワーク 代表者の氏名 塩崎 昇</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都板橋区南常盤台二丁目八番一―四〇一号 ドミール信愛</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、教育・保健福祉分野を中心に、すべての世代に元氣と幸せをもたらす多世代共生社会の一助たることを目指し、絵本の読み聞かせに関する事業などを行い、「世代間交流」・「社会貢献」・「生涯学習」・「グループ活動・相互扶助」を通じて、シニア世代の健康維持・増進に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市竹丘三丁目千五百四十三番六、千五百四十四番一及び同番十五  
練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

清瀬市上清戸一丁目三百三十五番一及び同番三から同番二十二まで  
埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四  
株式会社住協  
代表取締役 安永 久人

清瀬市下清戸二丁目五百八十五番一及び同番一地先  
清瀬市下清戸二丁目四百五十番地  
野村 金治

狛江市元和泉二丁目二千四百一十一番四、同番五、同番八及び同番十三  
武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

西東京市南町二丁目四十一番一の一部及び同番五  
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一号  
兼六土地建物株式会社  
代表取締役 鍵市 佳則

多摩市大字東寺方字五号六百二十五番一  
立川市幸町一丁目二十一番地一  
株式会社アステーク  
代表取締役 細湖 弘之

争議行為の予告について

高嶺清掃株式会社代表取締役關川泰子から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月二日にあったので、労働関

係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件  
自治労・公共サービス清掃労働組合高嶺支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月十三日以降問題解決に至るまでの間  
三 場所及び所在地  
高嶺清掃株式会社 葛飾区東立石三丁目五番一号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否、その他一切の争議行為（以上原文のまま掲載）

争議行為の予告について

株式会社飯塚運輸代表取締役飯塚剛章から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月二日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件  
自治労・公共サービス清掃労働組合飯塚支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月十三日以降問題解決に至るまでの間  
三 場所及び所在地  
株式会社飯塚運輸本社営業所及び車庫 葛飾区東金町七丁目二十八番九号

四 種類

事業所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を実施する（以上原文のまま掲載）

争議行為の予告について

東喜運輸株式会社代表取締役菅野文枝から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月二日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合東喜支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月十三日以降問題解決に至るまでの間  
三 場所及び所在地  
東喜運輸株式会社本社営業所 板橋区東新町一丁目二番十七号

四 種類

東喜運輸株式会社第二車庫 板橋区高島平七丁目一十四号  
事務所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為（以上

原文のまま掲載)

争議行為の予告について

都清掃株式会社代表取締役吉野雅士から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月二日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合みやこ支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月十三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

都清掃株式会社本社営業所及び車庫 足立区六木二丁目三番十六号

四 種類

事業所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を実施する(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

丸都運輸株式会社代表取締役榎原源一郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月二日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合丸都支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十六年六月十三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

丸都運輸株式会社本社営業所及び車庫 足立区中央本町一丁目七番九号

丸都運輸株式会社車庫 足立区中央本町三丁目二番二号

四 種類

事業所の閉鎖・就労拒否及びその他一切の争議行為を実施する(以上原文のまま掲載)

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

